

# 婦人に関する施策の推進のための 「国内行動計画」後期重点目標

## 昭和五六年五月 婦人問題企画推進本部

はじめに

国際連合は、国際婦人年（一九七五年）に  
続く一九七六年から一九八五年までの一〇年  
間を、「平等、発展、平和」を目標とする「国  
連婦人の十年」と宣言した。以来、世界的な  
規模で、目標達成に向けて活発な活動が展開  
されている。

政府は、昭和五〇年九月、婦人問題企画推  
進本部を設置した。同本部は、昭和五二年一  
月、一〇年間の我が国の婦人施策の基本的方  
向である国内行動計画を策定し、更に、前半  
期における重点目標を設定し、その効果的推  
進に努めてきたところであり、少なからぬ成  
果が見られた。しかし、同計画の目標達成の

ためには、幾多の課題が残されているところ  
である。

国連婦人の十年中間年であった昭和五五  
年、国連婦人の十年一九八〇年世界会議にお  
いて、「国連婦人の十年後半期行動プログラ  
ム」が採択された。同プログラムは、世界行動  
計画（一九七五年国際婦人年世界会議で採択）  
の前半期における実施状況の検討及び評価を  
踏まえ、婦人の地位向上及び婦人に対する差  
別撤廃のための具体的方針・戦略を提唱し、  
上記世界会議のサブテーマである「雇用、健  
康、教育」を中心に、特に留意すべき優先的  
分野を指摘しつつ、国内的、国際的及び地域  
的レベルにおいて、各国政府が採るべき行動  
を掲げ、勧告している。更に、同世界会議の

際には、「婦人に対するあらゆる形態の差別  
の撤廃に関する条約」の署名式が行われ、我  
が国もこれに参加し、署名を行ったところで  
ある。同条約は、我が国が批准した国際人権  
規約に規定されている性による差別禁止の原  
則を更に具体化したものである。

以上の状況の下に、昭和五六年二月、婦人  
問題企画推進会議から内閣総理大臣に提出さ  
れた国連婦人の十年後半期に向けての意見書  
の趣旨を踏まえるとともに、広く各方面の意  
見等を参考とし、国内行動計画の目標達成の  
ため、後半期に重点を置いて推進する事項を  
次のとおり設定する。

- 一 婦人の地位向上のための法令等の検討
  - 二 政策決定への婦人の参加促進
  - 三 教育・訓練の充実
  - 四 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進
  - 五 育児等に関する環境の整備
  - 六 母性の尊重と健康づくりの促進
  - 七 老後における生活の安定
  - 八 農山漁村婦人の福祉と地位の向上
  - 九 国際協力の推進
- 特に「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」については、婦人問題企

画推進本部が昭和五五年六月に行った「申告せ」の趣旨に沿って、後半期における重点課題として、同条約批准のため国内法制等請案件の整備に努める。

また、この後期重点目標に掲げられた諸施策の推進に当たっては、婦人問題企画推進本部を軸として、国及び地方の各行政機関相互の密接な連携を取り、総合的な対策を効果的に推進するとともに、現在、検討が進められている行政制度及び行政運営の改善に関する動向に留意しつつ、その推進を図ることとする。なお、婦人に関する調査研究を充実し、情報・資料の作成・提供を行い、広報活動を活発に展開するよう十分に配慮する。

更に、この後期重点目標達成のため、国、地方公共団体等の公的機関と民間諸団体等との連携を深めるとともに、公約機関、婦人団体、経済団体、労働団体、マスメディアその他の民間諸機関・団体及び婦人を始め国民全体が、それぞれの分野において、活発な活動が展開されることを期待する。

## 一 婦人の地位向上のための法令等の検討

婦人の地位の實質的向上を図るため、家庭

生活の維持運営に対する婦人の働きを正當に評価し、家庭生活における實質的な平等を確保するための措置として、配偶者の相続分の引上げ、寄与分制度の新設等相続に関する民法の一部改正（昭和五六年一月施行）を行い、また、夫婦間の婚姻費用の分担、離婚による財産分与等に関する家庭裁判所の審判事件につき、審判の実効性を確保するため、審判前の保全処分制度の整備等家事審判法の改正（昭和五六年一月施行）を行ったところであるが、今後とも、常に諸法令等を見直し、検討を行う必要がある。

1 現行国籍法は、父系優先の血統主義を採用しているため、父母の一方が日本人である場合に、そのいずれが日本人であるかによって、子の国籍の取得に差異が生じており、この差異を解消するため、父母両系の血統主義を採用する方向で、国籍法の改正の検討を行う。

2 雇用における實質的な男女平等についてのガイドラインの策定を進め、男女平等を確保するための諸方策について在るべき法制を含め検討し、その結果、必要な整備を行う。

なお、女子労働者に対する特別措置につ

いては、科学的及び技術的知識に照らし、定期的に検討するものとし、必要に応じて修正し、廃止し、又はその適用の拡大を図る。

3 そのほか、憲法に定める男女平等の原則を一層徹底させ、かつ、婦人の地位の實質的向上を図るため、広く各種法令等を見直し、検討を行う。

## 二 政策決定への婦人の参加の促進

立法、行政及び司法の公職を始め、様々な分野の政策・方針の決定に参加している婦人の数は、まだ少ない状況にある。前半期においては、婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱を本部決定し（昭和五二年六月）、その推進を図ってきたところである。その結果、国家公務員採用試験（一般職）のうち、女子の受験を制限している職種は、昭和五六年度には、一職種に減少した。しかし、国の審議会等における婦人委員の割合は徐々に増加したとはいえ、当初目標に及ばず、また、都道府県・指定都市の審議会等における婦人委員の割合も必ずしも十分な実績とは言えない状況にある。

一方、民間企業、民間諸機関・団体におけ

る方針決定の過程への婦人の参加も極めて少ない現状である。

しかしながら、あらゆる分野に、婦人が男性と同等に参加し、婦人自らが責務を担い行動することが、婦人の地位向上の基本であるため、地域社会生活、国民生活、国際社会等における政策・方針の決定に的確な婦人の参加を進める最大限の努力が必要である。

このため、後半期においても、引き続き

「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」を進めることとし、政府自らが、婦人の参加を促進するための施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体等の公的機関及び民間諸機関・団体等に対し、強力に協力要請を行い、また、社会的気運の醸成を図る。この場合、特に婦人の日常生活に身近な分野における参加についてもその推進が更に図られるよう、十分留意して進める。

#### 1 国の行政への婦人の参加の拡大

ア 国の各種審議会、委員会、懇談会等における婦人委員の割合を政府全体として一〇%とするよう一層の努力を払う。その際、次の点に留意する。

○婦人委員のいない審議会等の解消に

努力する。

○審議会等委員のうち、職務指定や団体推薦等により任命される委員以外の委員の選考に当たり、婦人の積極的登用に努力する。

○審議会等委員のうち、団体推薦等による婦人委員が特に少ない現状にかんがみ、関係団体等に対し婦人の適任者の推薦について協力要請を行う。

○婦人委員が極めて少ない傾向にある科学、技術等に関する事項を所掌する審議会等への婦人の参加を促進するため、当該事項に関して学識経験を有する婦人の把握に努めるとともに、その登用に努力する。

イ 人権擁護委員、民生委員等法律に基づいて任命・委嘱される委員、国税モニター等国が委嘱する各種モニター等への婦人の積極的登用を進める。

ウ 女子公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力の開発を推進する。また引き続き国家公務員採用試験区分中女子の受検を制限している職種の見直しを行う。

#### 2 公的機関への協力要請

ア 地方公共団体その他の公的機関に対

し、各種審議会、委員会、懇談会等への婦人委員の登用について、協力要請を行うとともに、地域の社会生活に深いかわりがあり、身近な存在である各種の相談員、委員等への婦人の積極的登用についても強力な協力要請を行う。

イ 女子公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発についてあらゆる機会を通じて強力な協力要請を行う。その際、地方公務員採用試験区分中女子の受検を制限している職種の見直しについて、併せて要請する。

#### 3 民間諸機関・団体等への協力要請及び社会的気運の醸成

ア 教育・研究機関、協同組合、商工会議所・商工会等経済団体、労働団体、政党、婦人団体等民間諸機関・団体、民間企業等に対し、企画・管理又は指導的地位等の政策・方針決定の場への婦人の参加の促進について、協力要請を行う。

イ あらゆる分野への婦人の参加を助長するため、社会的気運の醸成を図るとともに、その基盤となる婦人の資質向上と諸活動の活発化を促す。

#### 4 調査研究の実施

婦人の政策決定参加に関連する調査及び  
情報・資料の収集・整備・提供を行う。

### 三 教育・訓練の充実

従来の性による役割分担意識にとらわれ  
ず、婦人がその個性と能力を十分に発揮し  
て、社会に貢献し、充実した人生を送ること  
ができるよう、生涯を通じた教育・訓練の機  
会の整備が必要である。

学校教育においては、学習指導要領を改訂  
し（中学校昭和五二年告示・五六年実施、高  
等学校五三年告示・五七年実施）、その実施  
のための準備措置を進めてきた。新学習指導  
要領では、中学校の「技術・家庭」について  
は、従来の男子向き、女子向きの区分をや  
め、男子にも家庭系列の領域を、女子にも技  
術系列の領域をそれぞれ履修させることとす  
るとともに、高等学校の「家庭一般」につい  
ては、男子が選択して履修するための特別な  
配慮が明記された。今後とも、学校教育にお  
いて、男女相互の理解と協力についての学習  
を充実する観点から、家庭生活に関する教育  
について配慮していく必要がある。

また、生涯教育の場として、国立婦人教育  
会館を設置（昭和五二年）するとともに、公

立婦人教育会館の整備を図ったが、多様化す  
る婦人の学習要求にこたえるため、より一層  
の生涯教育の学習機会の充実が必要である。

昭和五一年に創設された専修学校は、職業  
に就く際に有効な技術、技能等を取得できる  
実践的・専門的な教育機会を提供している  
が、婦人の職業教育の機会の拡充にも資する  
ところとなっている。また、公共職業訓練校  
においては、就業を希望する女子に多様な職  
業分野の教育訓練機会を提供し、専門的な技  
能を身につけたいという女子の意欲にこたえ  
てきた。

学校教育、職業教育、職業訓練における女  
子の履修状況を見ると、これまで伝統的に女  
子が集中している分野に多い。今後、女子が  
社会科学及び自然科学の分野、技術的職業の  
分野など広い分野にも進出し得るよう、適切  
な進路指導、職業指導を行う必要がある。ま  
た、職業訓練においては、工業、建築等の技  
術分野への女子の入校を促進する。

更に、長期間社会活動を離れていて再就職  
を希望する婦人に対し、公共職業訓練施設、  
婦人就業援助施設等の活用により、職業に関  
する情報や専門的技術・技能を習得するため  
の機会や職業相談を行う機会の確保に努める

必要がある。

1 学校教育における男女平等についての学  
習の充実

学校教育においては、男女の平等及び相  
互の理解と協力についての学習を教育活動  
全体を通じて充実するよう配慮している  
が、家庭生活に関する教育については中学  
校「技術・家庭」について男子が家庭系列  
の領域を、女子が技術系列の領域を相互に  
履修することの促進を図るとともに、高等  
学校「家庭一般」について男子の履修がより  
可能となるような指導方法を検討する。

2 家庭教育における男女平等についての学  
習機会の充実

家庭教育に関しては、男女の平等及び相  
互の協力・理解、子どもの進路、家庭生活  
の在り方等について両親が学習することが  
重要である。このため、従来主として、子  
どもを持つ両親等を対象に家庭教育学級の  
開設を促進してきたが、新たに、親になる  
前の新婚・妊娠期の男女を対象とした学級  
を設け、家庭教育についての学習機会の充  
実を図る。

3 婦人の自主的な学習活動の充実

ア 婦人の多様な学習意欲にこたえるた

め、婦人が当面する生活課題、婦人問題等に関する学習機会の拡充及び学習の場の整備を行うこととし、特に国立婦人教育会館における各種研修事業、国内・国際交流事業、情報提供事業等の充実を図る。

イ 広く社会人や家庭婦人等に新しい形態による大学教育の機会を提供するため、テレビ、ラジオを効果的に利用した放送大学を設立し、第一期計画としては、関東地域を対象に放送を行うことを予定している。

### 3 婦人のための職業教育・職業訓練等の充実

ア 学校、職業安定機関等関係機関は、学生・生徒が生涯展望に立った職業選択を行うことができるよう、相互に密接な連携を取りつつ、進路指導、職業教育、職業相談及び職業指導の内容に配慮する。また、高等学校における職業教育について、産業構造、就業構造の変化等経済社会の急速な変化に対応し、生涯教育の要請をも考慮し、望ましい人材の育成を図るため、その改善について検討を進める。

イ 専修学校は、職業に続く際に有効な技

術・技能等を取得できること等を目的として、実践的・専門的な教育を行う教育機関であるが、婦人の職業教育の機会を拡充する観点からも一層充実されるようその振興を図る。専修学校の具体的振興方策としては、専修学校教員の資質の向上及び教育内容の改善充実のための教員の研修・研究事業を奨励するほか、専修学校生徒に対する育英奨学事業の推進等を図るものとする。

ウ 公共職業訓練校においては、女子労働者の増加、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等その質的・量的変化に対応しつつ、特に長期間社会活動を離れていて再就職を求める婦人の受講を容易にするため、訓練科目の充実及び施設の整備に配慮する。また、関係機関との連携を強化し、職業訓練に関する情報の周知徹底を図るとともに、在職女子労働者の職業訓練受講機会拡大のための事業主等に対する啓もう指導に努める。

エ 就業を希望する婦人及び長期間社会活動を離れていて再就職を希望する婦人に対し、公共職業安定所における職業相談、職業紹介を引き続き効果的に実施

するとともに、婦人就業援助施設の活用により就業に関する広範な相談、指導、技術講習を実施し、就職に役立つ適切な職業情報の提供に配慮する。

オ 寡婦等に対し、家庭環境等に配慮したきめ細かな職業相談、職業紹介の強化を図るため、個別求人開拓の強化、特定求職者雇用開発助成金の活用等により寡婦等の雇用を促進する。

#### 四 雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進

婦人の経済社会に果たす役割は極めて大きく、婦人の生涯における職業の重要性も高まっているが、職場には、男女の不平等が依然として残存し、婦人が職場でその能力を十分に発揮しているとは言い難い状況にある。

このため、前半期の最重要課題として、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の確保を進めてきた。男女別定年制等の解消については、若年定年制、結婚退職制等改善年次計画（計画期間昭和五二年度～五六年度）に基づき積極的な行政指導を実施してきたところ、全指導対象企業の五割強において改善が見られた。また、婦人雇用コンサルタントを

全婦人少年室に配置し（昭和五二年）、雇用における男女平等の促進、その他勤労婦人の雇用管理全般の改善を図るため、相談指導を推進した。

更に、男女平等問題専門家会議を設置し（昭和五四年）、雇用における男女平等に関するガイドライン策定のための検討を行うとともに、その結果を踏まえ、男女平等を確保するための諸方策について在るべき法制を含めた検討が関係審議会において行われることとなっている。

しかしながら、依然として、募集・採用、配置、教育訓練、昇進・昇格等において、婦人に男性と同等の機会と待遇が与えられていないとは言えない実情にあり、早急な改善が望まれる。そのため、雇用面における男女の異なる取扱いの実態や、その原因についての正確な把握が必要である。

また、近年、パートタイム労働に就労する女子雇用の増加は著しいが、その就労条件の整備が必要である。

1 雇用における男女平等確保のための法的整備の検討

雇用における実質的な男女平等についてのガイドラインの策定を進め、男女平等を

確保するための諸方策について、在るべき法制を含め検討し、その結果、必要な整備を行う。

なお、女子労働者に対する特別措置については、科学的及び技術的知識に照らして、定期的に検討するものとし、必要に応じて修正し、廃止し、又はその適用の拡大を図る。

2 婦人の雇用管理改善のための指導の充実に  
ア 労働基準法に定める男女の同一価値労働における同一賃金の原則の徹底を図るため、監督指導を行うとともに、事業主等の啓発を行う。

イ 募集・採用、配置、教育訓練、昇進・昇格等婦人の雇用管理の実情を把握するとともに、雇用における男女の機会均等と待遇の平等が確保されるよう、事業主等に対し、婦人の雇用管理全般について、その改善を図るための啓発・指導を推進する。

また、男女別定年制、結婚退職制等の解消については、関連事業主団体等に対する指導要請、企業に対する集団指導・個別指導を強力に推進し、その実現を図る。

ウ 婦人雇用コンサルタントの活用等により、婦人の雇用管理改善のための相談指導を実施するとともに、雇用における男女平等を確保するため、推進体制の整備に努める。

エ 婦人労働旬間の効果的実施等により、婦人の職業意識を高めるとともに、社会一般の雇用における男女平等促進のための気運の醸成を図る。

3 就労条件の整備

ア 多くの婦人が就労しているパートタイム労働について、適正な労働条件の確保のため、引き続き監督・指導を行うこととし、労働条件の明確化を重点に、労働契約の適正化、労働時間管理の適正化、就業規則の作成等を推進する。

なお、パートタイム就労については、法令の適用上、実態に適合しにくい側面があるとの指摘もあるので、その問題点を明らかにし、適正な労働条件の確保、労働者福祉の向上等のための検討を行う。

イ 家内労働者の労働条件の向上を図るため、家内労働手帳の普及、最低賃金の決定・改定の促進及び家内労働による災害の防止を推進する。

ウ 週休二日制及び有給休暇の完全消化を

含む労働時間短縮の計画的な行政指導を  
実施することにより、婦人の職業の継

続、家庭生活の維持及び地域活動への参  
加を容易にするような条件を整備する。

## 五 育児等に関する環境の整備

育児等の環境の整備については、あらゆる  
場合において児童の福祉が優先するという原  
則を考慮しつつ、保育需要の実態に応じ、保  
育所等において適切な対応を図るとともに、  
育児休業制度の普及を図っていく必要があ  
る。

### 1 社会情勢の変化に対応した保育対策の充 実

地域の実情に即し、保育施設の整備を図  
る。親の就労時間・通勤時間の変化に見合  
った保育所の開所時間の延長等保育に対す  
る需要の多様化への対応を図る。

乳児保育を必要とする乳児のために、十  
分な配慮の下で、乳児保育の充実を図る。  
このため、乳児保育を確保するよう設備の  
整備を行う。また、乳児院における短期入  
所の措置等保育所以外の施設の活用を図  
る。

また、乳児預りが比較的多いベビーホテ  
ル等の民間の一時預り施設についての規制  
を強化する。

なお、保育施設の機能が十分活用される  
よう、各種相談活動を強化するなどにより  
その周知徹底を図る。

更に、留守家庭児童の健全育成を図るた  
め、児童館の整備などの施策を進める。

以上の施策を進めるに当たっては、親と  
子のつながりが乳幼児の健全育成にとって  
欠くことのできないものであるとの基本的  
認識に立つて、慎重かつ十分な配慮が必要  
である。

### 2 育児休業制度の普及促進等

育児休業制度については、既に「義務教  
育諸学校等の女子の教育職員及び医療施  
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育  
児休業に関する法律」の円滑な実施に資す  
るような措置を講じているが、引き続きそ  
の推進を図る。

また、勤労婦人福祉法等に基づき、育児  
休業についての労使に対する啓発を始め、  
企業に対する奨励措置についての広報を積  
極的に行うとともに、その活用により、一  
層の普及が図られるよう行政指導を実施す

る。

なお、育児休業制度普及のための今後の  
施策の在り方については、次代を担う健全  
な子供を育成するという責任は、男女で負  
うことが必要であるとの観点も踏まえ、長  
期的に検討する。

また、働く婦人の家の活用等により、勤  
労婦人の職業と育児等家庭生活との調和の  
促進を図る。

### 六 母性の尊重と健康づくりの促進

母性を尊重し、婦人の健康づくりを促進す  
ることは、婦人自身のみならず、次代を担う  
子供の健康を守ることもつながる重要な課  
題である。特に母性は、社会的に重要な機能  
であり、母性を理由として婦人に対する差別  
がされてはならないことは当然であるが、更  
に進んで、母性を尊重し、保護するための対  
策を充実する必要がある。

この五年間において、社会保障における分  
べん費支給水準が改善され、健康保険等被用  
者保険の適用を受ける婦人については、本人  
分べん費の最低保障額及び配偶者分べん費  
が、健康保険法改正（昭和五五年一月）に  
よって、政令による弾力的引上げが可能とな

り、昭和五六年度より一五万円（五〇年度六万円、五一年度一〇万円）に引き上げられ、また、国民健康保険においても、助産費の補助基準額が、昭和五五年度より八万円（五〇年度四万円）に引き上げられたところである。その支給水準は、通例の出産に要する費用を考慮した現金給付となつてゐる。

更に、妊産婦死亡率は、急速に低下してきているが、まだ改善の余地がある。また、最近の既婚女子労働者の増加に伴い、妊娠及び出産に係る母性保護の充実の必要性が指摘されている。

また、健康づくりには地域住民に密着したきめ細かな方策が必要であるとの観点から、市町村健康づくり推進協議会（昭和五三年度から。全国市町村の六四%、二〇七九市町村で設置）、市町村保健センター（五三年度八八カ所）の整備を進めてきた。

特に、農業、自営業等に従事する婦人、家庭婦人等健康診査などの機会に恵まれない層を対象とした健康診査及び生活指導の実施、胃がん・子宮がんの集団検診及び乳がんの予防対策を推進してきた。一方、婦人の健康づくりに当たっては、若年時からの心構えが必要であり、調和のとれた適正な栄養・運動・

休養を日常生活の段階から実践させるよう家庭生活及び学校教育を通して健康指導を充実する必要性が指摘されている。

#### 1 社会的機能としての母性の尊重

ア 社会保障における分べん費支給水準について、母性尊重の見地から、常に適正なものとなるよう、通例の出産に要する費用を考慮しつつその改善に努める。

特に、健康保険法における分べん費の最低保障額及び配偶者分べん費の額については、通例の出産に要する費用を考慮し、弾力的に改善を図る。そのほか、健康保険の任意包括適用の促進によつて、母性給付の充実を図る。

イ 妊産婦の死亡を防ぐため、母子医療機関あるいは妊産婦の緊急医療・ハイリスク妊娠分べんを取り扱う施設の整備を一層推進する。

ウ 勤労婦人の妊娠及び出産に係る母性保護の充実を図るため、その在り方を検討する。また、労働基準法に定める産前産後休業等の規定の遵守を徹底するとともに、勤労婦人福祉法に基づき妊娠中及び出産後の勤労婦人が母子保健法の規定による保健指導を受け、その指導事項を守

ることができるよう、事業主に対し、母性健康管理指導基準の徹底を図る。

更に、事業場における母性健康管理推進者の設置を勧奨するとともに、母性健康管理指導医の活用により母性健康管理に関する相談指導を実施する。

エ 母性の尊重の重要性について、社会全体が認識する必要がある。まず、母親となる者に、若いときから母性の認識について十分学習するための機会を充実し、また、男性も含め、親等に対する学習機会を充実する必要がある。

#### 2

家庭及び自営業婦人の健康づくりの促進既に実施されている各種の健康診査について、家庭婦人、自営業婦人等の受診を促進するため、健康診査実施の周知徹底、日常生活圏単位での実施等きめ細かな配慮を行う。また、胃がん・子宮がんの集団検診の未受信者対策の一環として、計画的な検診を進めるとともに、乳がんの自己検診の普及を図る。

#### 七 老後における生活の安定

一般に長い老後の生活が予想される婦人にとつて、老後の問題は、重大な関心事であ



り、今後とも、老後の生活の安定を確保するための対策を推進する。

## 1 年金制度

高齢化社会を迎え、老後生活の支えである年金制度に対する国民の期待と関心は極めて高まつており、老後の所得保障の中核として果たすべき役割はますます大きくなつていく。

このような中で、年金制度の改革について、各方面から提言がなされており、特に婦人に対する年金保障をどのように図っていくかは、今後の重要な課題となつていく。

このため、前半期において、婦人に対する年金保障を充実させる観点から厚生年金の遺族年金及び国民年金の母子年金について大幅な改善を行ったところであるが、今後とも婦人の年金の問題についての検討を進める。

## 2 老人福祉

老後生活の安定と充実を図るため、前半期に引き続き努力を集中する事項は、家庭奉仕員派遣事業を始めとする在宅福祉サービスの実践及び需要の大きい特別養護老人ホームに重点を置いた施設整備の推進である。

在宅福祉サービスについては、ねたきり

老人等が住み慣れた家庭や地域での生活を維持することができるよう、その施策の充実に努める必要がある。日常生活を営むのに支障のある老人を定期的に訪問し、身の回りの世話や生活相談等を行う家庭奉仕員派遣事業、デイ・サービス事業、ねたきり老人短期保護事業等各種在宅福祉サービスの充実を図る。なお、老人福祉の要望にこたえていくためには、公的施策のみならず、社会連帯意識に基づくボランティア活動等が期待される。

収容施設としての老人福祉施設には、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの三種があるが、このうち最も緊急に整備を要する、いわゆるねたきり老人等を対象とする特別養護老人ホームについては、今後とも需要に対応するように重点的に整備を行う。

## 八 農山漁村婦人の福祉と地位の向上

農山漁村においては、婦人が農業従事者の六割を占める等農林漁業生産・経営に大きな役割を果たし、地域住民として、農山漁村の

社会生活の維持に重要な責務を担っている。

前半期においては、婦人がこれらの役割を円滑に果たすよう労働の適正化と良好な労働環境、家庭環境及び農村社会環境の整備を図ってきた。

しかしながら、農村社会においては、農業生産の知識、技術等の不足、作業環境の未整備、健康障害等農業・農村生活上の諸問題が少なくなく、また、固定的な性による役割分担意識に基づく慣行が残存し、地域の農業に関する政策・方針の決定等に積極的に参加している婦人が少ない実情にある。

このため、後半期においては、婦人が既存の諸権利を行使するとともに農林漁業において果たす役割を更に高め、誇りと生きがいのある健康な農山漁家生活を確保し得るよう、農林漁業及び農山漁村生活等に関する施策を効果的に推進する。

1 婦人が近年の農業技術の高度化、装置化、経営の多角化等に対処した知識、技術を十分発揮することができるよう、婦人に対する農業経営・技術等に関する普及・指導の充実を図る。

2 農業生産・農家生活の担い手である婦人が、住みよい生活環境の中で適正な労働に

従事し、健全な生活を営むことができるよう、作業条件の改善等農村生活全般にかかわる総合的な指導を行う。

3 婦人の実質的な社会参加を進めるため、固定的な性による役割分担意識に基づく慣行等を見直すとともに、農業委員会、農業協同組合等の委員、役員等に婦人が積極的に参加できるような環境づくりのための啓発・指導を行う。

## 九 国際協力の推進

国際社会の一員として、男女平等と婦人の社会参加及び平和への婦人の寄与を増進するための国際協力の推進が必要である。

前半期においては、国際連合が展開している婦人の十年に関する活動の基盤を充実するための各種基金、例えば、国連婦人の十年基金、国際婦人調査訓練研修所信託基金、ESCAP 婦人センター等に対し拠出を行うとともに、各種国際会議等に対し、婦人の派遣を行った。

また、国際人権規約の批准を行い、更に婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名したところである。

後半期においては、婦人に対するあらゆる

形態の差別の撤廃に関する条約の批准のための国内法制等諸条件の整備を重点的に進めるほか、開発途上国への経済・技術援助、国際機関への婦人の参加の促進を図る。

1 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等婦人に関する条約批准のための条件整備

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准のため、本条約との関連で、現行の国内法制等に問題がないかどうか十分検討し、本条約との整合性を確保するため、この目標に掲げた諸施策を含む国内法制等諸条件の整備を図る。また、婦人に関するILO条約について、諸条件の整備の動向等を勘案しつつ、批准につき更に検討を進める。

2 国連の諸活動への協力

国連婦人の十年基金、国際婦人調査訓練研修所信託基金への拠出等国連婦人の十年のための諸事業への協力を前半期に引き続き推進する。

3 開発途上国に対する農業と人づくりに重点を置いた経済・技術協力の推進

今後、我が国は、国際社会において国力にふさわしい積極的な政治的・経済的役割

を果たすことにより、世界の平和と安定に積極的に貢献する立場にあり、中でも、開発途上国に対する経済・技術協力が大きな課題である。特に国の社会的・経済的基盤である農村の開発及び開発の担い手を育成する人づくりはいずれも国づくりの基礎として重要であるので、これらの分野の協力を配慮する必要がある。その際、経済・技術協力が相手国の婦人の地位向上に貢献し得るよう配慮していくとともに、我が国からも婦人の適格者の参加に努める。

4 国際機関、国際会議への婦人の参加の促進

ア 国際連合、専門機関等への婦人の採用促進を図るため、既に、日本人応募者と各国際機関との間の種々の連絡業務を行うことを目的に設置されている「国際機関人事センター」を通じ、国際機関職員採用に関する情報を、関係団体、個人等を含め広く提供するとともに、同センターが行っている適格者名簿への登録制度を拡充し、適任者の推薦に努める。

イ 各種の国際会議への婦人の参加を促進するため、機会あることに適格者の登用に努める。